

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

富山厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和19年7月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年7月から21年3月までの標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から21年4月1日まで

昭和19年4月にA社C支店に入社し、同支店D営業所で荷物の積み下ろし作業員として25年8月まで勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が21年4月1日になっている。

申立期間においてもA社C支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社C支店D営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C支店における資格取得日は昭和21年4月1日と記録されている。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「名簿」という。）における申立人の記録をみると、申立人の資格取得日、資格喪失日及び標準報酬月額等の記載は無い。

また、上述の名簿について、所管の年金事務所は、「当該名簿は、昭和22年6月ごろに新たに更新した名簿であると思われるが、それ以前の名簿（当該事業所が適用事業所となった昭和18年4月1日以降の名簿）は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得の欄には、「21. 4」と記載されており、当該記載がオンライン記録における

資格取得日の根拠になったものと考えられるが、日付の記載が無い上、事業所名及び資格喪失日も記載されていないなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえ、また、上述の名簿に記載されている申立人の前後の被保険者は、昭和19年6月1日から同年8月1日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人が21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

一方、申立人が名前を覚えている同僚は、「申立人と私の勤務内容及び勤務形態は同じだった。私は、昭和19年5月にA社C支店に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年8月1日になっている。」と証言しており、同支店では、入社後、3か月程度経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえることから、申立期間のうち、同年4月から同年6月までの期間については、厚生年金保険被保険者と認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所の記録管理が適切であったとは認められず、申立人のA社C支店における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年7月1日であると認められる。

なお、昭和19年7月から21年3月までの標準報酬月額については、同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和42年12月26日から43年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を43年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年4月1日から29年4月1日まで
② 昭和36年2月1日から36年12月1日まで
③ 昭和42年12月26日から43年12月1日まで
④ 昭和43年12月2日から44年6月14日まで

申立期間①について、B社の株主であった伯父さんに紹介してもらい、同社で1年間勤務していた。

申立期間②及び③について、昭和36年2月にA社(当時は、C社)に入社し、43年11月まで勤務していた。

また、申立期間③について、一緒に勤務していた元同僚は、年金記録確認第三者委員会で審議された結果、年金記録が訂正されたと聞いている。

申立期間④について、昭和43年12月に当時の社長から頼まれてD社(現在は、E社)へ入社した。

なお、一緒に同社へ入社した元同僚は、昭和44年4月から厚生年金保険の被保険者になっているのに、自分は同年6月から厚生年金保険の被保険者になっている。

申立期間①、②、③及び④についてそれぞれの事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）により、同社が、申立人について、昭和43年7月以降に、42年12月26日までさかのぼって被保険者資格を喪失させていると推察されるほか、元同僚が、申立人は43年11月ごろまで継続して勤務していたと証言していること、同社が加入していた健康保険組合からの回答により、同社の健康保険組合脱退時期が同年11月21日であると確認できることから、申立てに不自然さはみられず、申立人は、申立期間のうち42年12月26日から43年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和42年12月26日から43年11月21日までの標準報酬月額については、42年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和42年12月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から43年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和43年11月21日から同年12月1日までの期間については、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間①について、B社（現在は、F社）に照会しても賃金台帳等の資料は保管されておらず、勤務状況や保険料控除について確認できない上、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚4人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、元同僚の証言及び申立人が提出した写真により、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社は既に廃業している上、事業主も死亡しており、申立人の勤務期間及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できる関

連資料や証言を得ることができない。

また、申立人の元同僚は、「当時、A社では、入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。自分は、その間、個人で国民年金に加入していた。」と証言しており、当時、同社では、従業員の入社後、すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれることから、申立人についても、同様の取扱いを行っていたと認めることができる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録により、申立人はD社において、昭和43年12月3日に被保険者資格を取得し、平成13年5月20日に離職となっていることから、当該期間において、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、G健康保険組合H支部から提出された健康保険資格喪失証明書により、申立人は、昭和44年6月15日に同組合の資格を取得していることが確認できる上、この記録は、申立人のオンライン記録と一致している。

また、D社の元社員の証言及び元同僚の雇用保険の記録により、同社では、従業員が入社後、約3か月から6か月以上の一定期間の試用期間において厚生年金保険の加入手続を行っていたことが推認できるところ、申立人についても、同様の取扱いを行っていたと認めることができる。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、昭和43年11月21日から同年12月1日までの期間、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から同年9月1日まで
② 平成14年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成14年10月1日から同年11月1日まで
④ 平成15年4月1日から同年5月1日まで
⑤ 平成15年9月1日から同年10月1日まで

申立期間①については、平成元年7月1日にA社に入社し、2年8月31日に退職したが、オンライン記録では同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したになっている。作業明細書及び給与支給明細書では、8月31日まで勤務し、平成2年8月分の厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間①について同社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②、③、④及び⑤については、ねんきん定期便が届き、記載されている標準報酬月額が、保有している給与支給明細書から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保有している作業明細書及び給与支給明細書により、申立人が平成2年8月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成2年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、「ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と、保有している給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかし、当該期間に勤務していたB社の元事業主が保有している「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」、及び当該期間当時給与計算事務を委託されていた社会保険労務士事務所が保管している「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（平成15年1月25日から同年12月25日まで）によると、当時、同社の厚生年金保険料の控除方式は、翌月控除であったものと考えられるところ、申立人が保有している給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 606～622（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月20日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月20日

平成16年12月20日に勤務先のA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、平成16年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、賞与集計表に記載された保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出した

はずであるが、当時の会計帳簿によると、申立期間の賞与支給に係る保険料を納付したことが確認できない。」として、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 17 件（別添一覧表参照）

事案	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
606	男		昭和37年生		22万 5,000円
607	男		昭和36年生		22万 5,000円
608	男		昭和34年生		21万 5,000円
609	男		昭和36年生		21万 5,000円
610	男		昭和42年生		20万 5,000円
611	男		昭和37年生		19万 5,000円
612	男		昭和46年生		17万 6,000円
613	男		昭和47年生		18万 6,000円
614	男		昭和52年生		14万 7,000円
615	女		昭和16年生		6万 9,000円
616	女		昭和44年生		11万 7,000円
617	女		昭和36年生		12万 7,000円
618	女		昭和36年生		12万 7,000円
619	女		昭和33年生		12万 7,000円
620	女		昭和42年生		10万 8,000円
621	男		昭和50年生		13万 7,000円
622	男		昭和42年生		4万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの期間及び6年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年3月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

平成7年4月にA市役所に採用された時、同市国民年金担当課の職員から、国民年金保険料の免除期間について追納するよう指示され、申立期間の保険料を一括して追納した覚えがある。

当時の記憶は曖昧であるが、事実関係を調べ、追納していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に採用された時、国民年金保険料の免除期間について追納するよう指示され、保険料を納付した覚えがあると主張しているが、納付金額、納付場所及び納付方法等について明確には覚えておらず、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の追納保険料をA市の国民年金担当課窓口で納付したと思うと主張しているが、市町村は追納保険料の徴収を行わない上、同市は、「現年度保険料であっても、国民年金担当課窓口で保険料を受領することは無く、庁舎内に設置された金融機関で納付するよう指示していた。」と回答している。

さらに、A市では、「国民年金保険料の未納がある新規採用職員に対して納付指導を行っていた時期はあったが、免除期間の追納については消極的であり、納付指導を行うことは考えにくい。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年6月まで

平成5年3月にA社を退職した後、国民年金保険料の催告状が送られてきたので、母に頼んで保険料を納付してもらった覚えがある。

国民年金の加入手続をしたかどうかは覚えていないが、国民年金保険料を納付するよう母に頼んだことを覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月にA社を退職した後、国民年金保険料の催告状が送られてきたので、母に頼んで保険料を納付してもらった覚えがあると主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人が4年2月15日に被保険者となったこと、及び同年3月21日に被保険者でなくなったことが記載されているだけで、同社を退職後に国民年金の加入手続を行った状況はうかがえない上、B市の国民年金被保険者名簿でも、申立人は同年3月21日に被保険者資格を喪失し、その後、被保険者資格を再取得した状況は確認できないことから、申立期間は未加入期間であったと考えられ、申立期間に係る保険料の催告状が発行されたとは考え難い。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに、別の年金手帳が交付されたことは無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母に照会しても、「申立人に国民年金保険料の納付を依頼された覚えがある。」としているものの、保険料の納付時期及び納付場所等について明確には覚えていないほか、申立人の供述する保険料額も申立期間当時のものと相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。